

富津市経営改革会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、現在の危機的な財政状況を改善するため、これまでの行政経営を抜本的に見直し、将来にわたって持続可能な行政経営を推進するため、富津市経営改革会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 経営改革に関する重要事項

(2) 経営改革の進捗状況

2 会議は、前項の調査審議を行うほか、経営改革を推進するために必要であると認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、行政経営に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|----|--------|
| 経営改革会議委員 | 日額 | 12,000 |
|----------|----|--------|

附 則（平成26年12月17日条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第22号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。